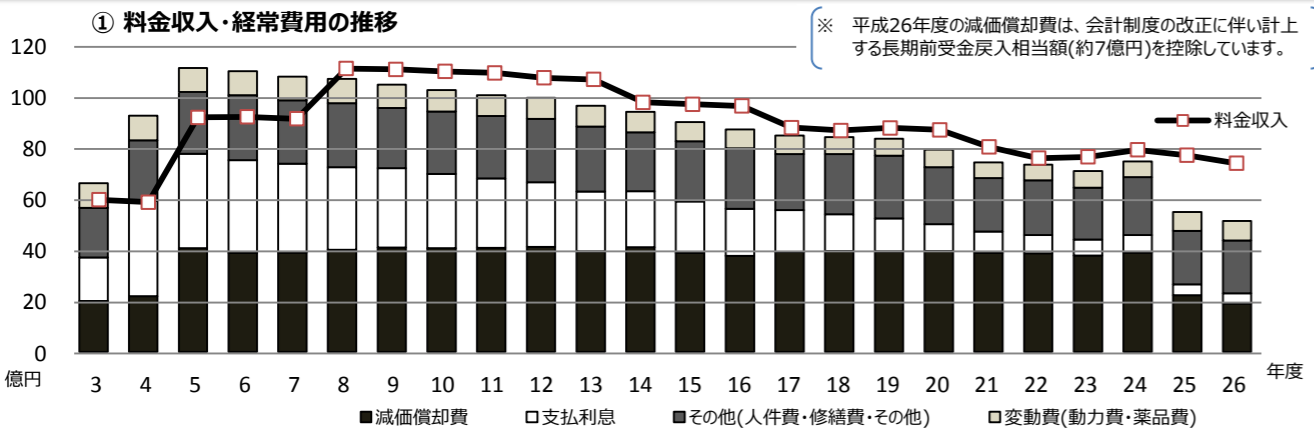


工業用水道の料金改定に係る考え方について

1. 琵琶湖開発事業にかかる負担の終了（平成26年度）と経営環境の変化

- 琵琶湖開発事業にかかる負担の終了
 - 資本費(減価償却費・支払利息)の減少、割賦負担(元金合計 359億円(H4~H26))の終了
 - 琵琶湖開発事業にかかる費用を受水事業所に負担いただくことが、現行料金の前提であったことを踏まえ、料金水準の見直しを検討。



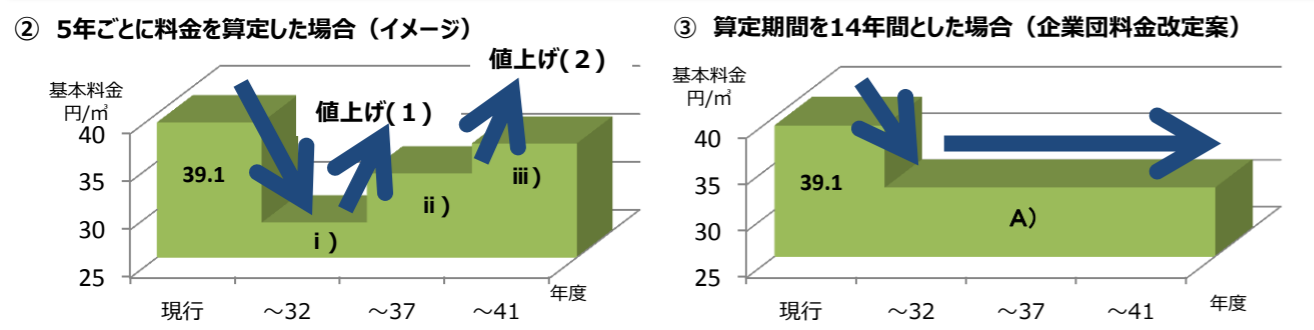
- 経営環境の変化と建設改良事業の推進
 - 給水収益・受水事業所の減少 (H8 111.5億円→ H26 74.5億円, H8 539事業所→ H26 431事業所)
 - 基本使用水量の減少見通し (H28以降 毎年約220万m³/年の減少を見込む)
 - 施設整備マスタープランの確実な実行 (計画期間 (H17~H41) 概算事業費 約880億円)

2. 経済産業省工業用水道料金算定要領に基づく料金算定

- 第1 基本原則** 工業用水の料金は、適正な原価に照らして算定する。地方公共団体たる工業用水道事業者が料金を定めるときは、本要領に定めるところを参酌して料金の算定を行う。
- 第2 算定期間** 標準的な料金算定期間は、5年間。ただし、工業用水道の特殊性、各費用の変動の状況等に鑑みこれによることが適当でない認められる者については、合理的な期間を設定することができる。
- 第3 総括原価** 総括原価は、過去の実績及び合理的な需要予測に基づく施設計画、事業計画及び資金計画等を前提とし、適正な営業費用に健全な経営を確保するために必要とされる営業外費用及び資産維持費を加えた額から、控除項目の額を控除して算定する。
- 第4 料金の決定** 決定された料金をもって算定した料金収入額は、総括原価と一致するものとする。
(出典：経済産業省工業用水道料金算定要領、同説明書)

2-1 料金算定期間の検討

- 今後、5年ごとに料金値上げを繰り返すのではなく、収支見込みが可能な範囲で、できるだけ長期にわたり、料金を維持することによって、受水事業所の事業活動への影響が生じることを回避する。
- 施設整備マスタープランと同一期間の損益見込みを策定し、実際の料金設定に反映させることで、投資計画と財政計画の整合を図ることができ、計画的かつ着実に同プランに基づく施設整備が可能となる。



2-2 総括原価と料金の算定

④ 算定期間中の総括原価内訳 (単位 億円)

動力費	120
薬品費	8
人件費	96
修繕費	96
その他維持管理費	139
支払利息等	30
減価償却費	316
合計	805

⑤ 算定期間中の水量見通し

⑥ 総括原価と料金収入額

総括原価(固定費) / 基本使用水量
 (a) 677億円 / (b) 21.2億m³ = 31.9円/m³ …A
 → 料金収入により、算定期間中の総費用(固定費)を賄うことのできる水準(損益分岐点)

⑦ 建設改良事業費(総額491億円)と財源

⑧ 経営指標(企業団・他団体比較)

項目	企業団		大規模事業者平均(H26)
	H26	H41	
1) 自己資本構成比率	50.5%	67.5%	47.1%
2) 借入金比率	25.7%	20.4%	28.3%
3) 企業債発行額対建設改良事業費	0.00%	29.9%	29.7%
4) 企業債償還元金対減価償却額	36.6%	35.0%	77.3%
5) 企業債償還元金対給水収益	12.8%	17.9%	31.2%
6) 企業債利息対給水収益	5.5%	5.5%	5.7%

⑨ 企業債の発行に伴う料金への影響

- 支払利息の増加(期間合計約12.8億円(c))
- 費用増加分を総括原価に加算
- ((a)677億円+(c)12.8億円)/21.2億m³(b))
- **基本料金: 32.4円/m³ (今回改定案)**

健全性の確認

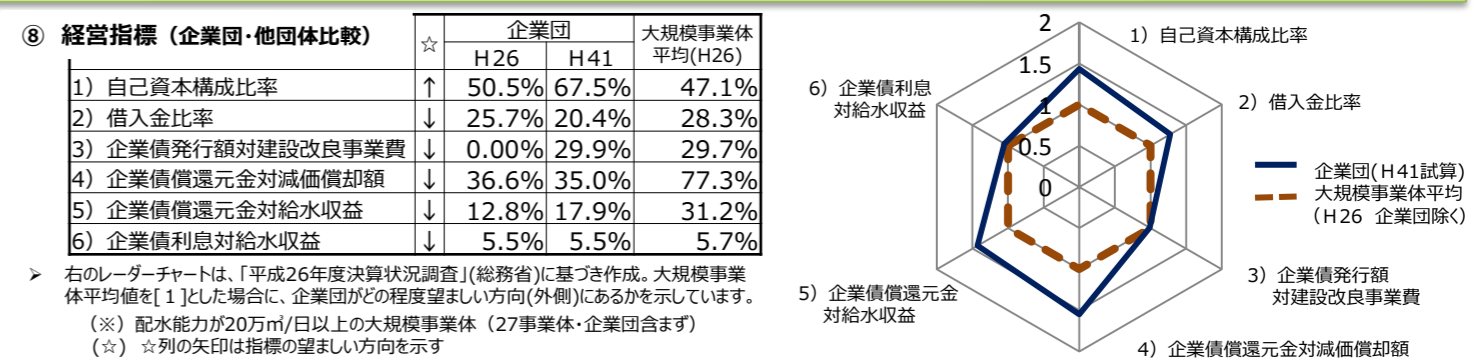
2-3 企業債による事業資金の確保と経営の健全性

- 料金改定に伴い、給水収益が減少することから、建設改良事業(施設整備マスタープラン)を継続して実施していく財源の一部を企業債により調達し、施設規模の適正化を図りながら、工業用水を供給。

⑩ 経営指標(企業団・他団体比較)の補足

右のレーダーチャートは、「平成26年度決算状況調査」(総務省)に基づき作成。大規模事業者平均値を[1]とした場合に、企業団がどの程度望ましい方向(外側)にあるかを示しています。
 (※) 配水能力が20万m³/日以上の大規模事業者(27事業者・企業団含まず)
 (☆) ☆印の矢印は指標の望ましい方向を示す

- 企業債を発行した場合でも、平成41年度時点の健全性指標は、概ね平成26年度より良好な値となる。現在より評価が低くなる指標もあるが、経営上、問題が認められる水準ではなく、他の大規模事業者(※)と比しても同水準もしくは概ね良好な水準を維持する見通し。



3. 平成42年度以降を見据えた事業経営

- 平成42年度以降については、その時点での社会経済情勢、水需要の動向等、不確定な要素が多いため、将来の施設の維持、更新にかかる費用を算定することは困難。
- 今年度から、水需要に見合うダウンサイジングやアセットマネジメントの考え方による施設の長寿命化を考慮した管路更新計画及び浄水場の一元化計画などを検討し、今後の固定費・変動費の抑制に努める。
- これらの検討結果を踏まえるとともに、次回の将来構想、施設整備マスタープランの見直しの時期に合わせて、平成42年度以降の社会経済情勢、水需要の動向把握に努め、施設の維持、更新にかかる費用を算定する予定。
- また、料金改定後も、次期中期経営計画の策定等にあわせ、工業用水道事業の経営状況を踏まえつつ、今後の経営をより具体的に見通し、必要に応じて適宜、適切な対応を講じていく。